

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 伽羅
代表者氏名	代表取締役 文原有香
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市天王寺区東上町 1-56 Tel (06) 6711-1112 fax (06) 6711-1112
法人設立年月日	平成 22 年 9 月 7 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション きゃら
介護保険指定 事業所番号	大阪市指定 2762290191
事業所所在地	大阪府大阪市生野区鶴橋一丁目 1 番 41 号
連絡先 相談担当者名	Tel (06) 6711-1112 fax (06) 6711-1112 管理者 夏山恵子
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市生野区・大阪市中央区・大阪市天王寺区・大阪市城東区 大阪市東成区・大阪市平野区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社伽羅が設置する訪問看護ステーションきゃら（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、医師が訪問看護を必要と認められたご契約者（医療）または、要介護状態（介護予防にあっては、要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。
-------	--

運 営 の 方 針	<p>1. 事業所が実施する事業は、利用者が医療が必要となった状態、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。</p> <p>2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。</p> <p>3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>4. 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。</p> <p>6. 前 5 項ののほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 25 年 3 月 4 日大阪市条例第 26 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
-----------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜から金曜日まで（但し、12月29日より1月3日までを除く）
営 業 時 間	午前9時から午後5時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	夏山 恵子
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤 1名 (管理者兼務)
看護職員 (看護師・准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	看護師 3名以上(常勤のうち1名は管理者と兼務)

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【 指定訪問看護ステーションの場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
20分未満（314単位）	看護師による場合	3,491円	350円	699円	1,048円
20分未満（283単位）	准看護師による場合	3,146円	315円	630円	944円
30分未満（471単位）	看護師による場合	5,237円	524円	1,048円	1,572円
30分未満（424単位）	准看護師による場合	4,714円	472円	943円	1,415円
30分以上（823単位）	看護師による場合	9,151円	916円	1,831円	2,746円
1時間未満（741単位）	准看護師による場合	8,239円	824円	1,648円	2,472円
1時間以上（1,128単位）	看護師による場合	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円
1時間30分未満 （1,015単位）	准看護師による場合	11,286円	1,129円	2,258円	3,386円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算					
20分未満（393単位）	看護師による場合	4,370円	437円	874円	1,311円
20分未満（354単位）	准看護師による場合	3,936円	394円	788円	1,181円
30分未満（589単位）	看護師による場合	6,549円	655円	1,310円	1,965円
30分未満（530単位）	准看護師による場合	5,893円	590円	1,179円	1,768円
30分以上（1,029単位）	看護師による場合	11,442円	1,145円	2,289円	3,433円
1時間未満（926単位）	准看護師による場合	10,297円	1,030円	2,060円	3,090円
1時間以上（1,410単位）	看護師による場合	15,679円	1,568円	3,136円	4,704円
1時間30分未満 （1,269単位）	准看護師による場合	14,111円	1,412円	2,823円	4,234円
深夜（22時～6時）50%加算					
20分未満（471単位）	看護師による場合	5,237円	524円	1,048円	1,572円
20分未満（425単位）	准看護師による場合	4,726円	473円	946円	1,418円
30分未満（707単位）	看護師による場合	7,861円	787円	1,573円	2,359円
30分未満（636単位）	准看護師による場合	7,072円	708円	1,415円	2,122円
30分以上（1,235単位）	看護師による場合	13,733円	1,374円	2,747円	4,120円
1時間未満（1,112単位）	准看護師による場合	12,365円	1,237円	2,473円	3,710円

1時間 以上 (1,692 単位) 1時間 30分 未満 (1,523 単位)	看護師による場合	18,815 円	1,882 円	3,763 円	5,645 円
	准看護師による場合	16,935 円	1,694 円	3,387 円	5,081 円

【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
1日に2回までの場合	昼間 (294 単位)	3,269 円	327 円	654 円	981 円
	早朝夜間 (368 単位)	4,092 円	410 円	819 円	1,228 円
	深夜 (441 単位)	4,903 円	491 円	981 円	1,471 円
1日に2回を超えて行う場合	昼間 (265 単位)	2,946 円	295 円	590 円	884 円
	早朝夜間 (331 単位)	3,680 円	368 円	736 円	1,104 円
	深夜 (398 単位)	4,425 円	443 円	885 円	1,328 円

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
訪問看護ステーション加算 (I) (訪問看護ステーション) (600 単位)	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円	1月につき
緊急時訪問看護加算 (I) (病院又は診療所) (325 単位)	3,614 円	362 円	723 円	1,085 円	1月につき
緊急時訪問看護加算 (II) (訪問看護ステーション) (574 単位)	6,382 円	639 円	1,277 円	1,915 円	1月につき
緊急時訪問看護加算 (II) (病院又は診療所) (315 単位)	3,502 円	351 円	701 円	1,051 円	1月につき
特別管理加算 (I) (500 単位)	5,560 円	556 円	1,112 円	1,668 円	1月につき
特別管理加算 (II) (250 単位)	2,780 円	278 円	556 円	834 円	
タミナルケア加算 (2500 単位)	27,800 円	2,780 円	5,560 円	8,340 円	死亡月に1回
初回加算 (I) (350 単位)	3,892 円	390 円	779 円	1,168 円	初回のみ、1回につき
初回加算 (II) (300 単位)	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円	初回のみ、1回につき
退院時共同指導加算 (600 単位)	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算 (250 単位)	2,780 円	278 円	556 円	834 円	1月につき
看護体制強化加算 (I) (550 単位)	6,116 円	612 円	1,224 円	1,835 円	1月につき

看護体制強化加算(Ⅱ) (200単位)	2,224円	223円	445円	668円	1月につき
口腔連携強化加算 (50単位)	556円	56円	112円	167円	1月につき
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (254単位)(402単位)	2,824円	283円	565円	848円	1回につき(30分未満)
口腔連携強化加算 (50単位)	4,470円	447円	894円	1,341円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位)(317単位)	2,235円	224円	447円	671円	1回につき(30分未満)
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位)(317単位)	3,525円	353円	705円	1,058円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位) 中山間地域等における小規模事業所加算	3,336円	334円	668円	1,001円	1回につき
長時間訪問看護加算 (300単位) 中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の10%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5%加算	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	1回につき
要介護5の者の場合(+800単位) (〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合〉)	8,896円	890円	1,780円	2,669円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉)(6単位)	66円	7円	14円	20円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉)(3単位)	33円	4円	7円	10円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉)(50単位)	556円	56円	112円	167円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉)(25単位)	278円	28円	56円	84円	1月につき

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の90/100となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の85/100となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明

し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 理学療法士等による訪問看護は、当訪問看護事業所における前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超過している場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算します。また、前年の4月から当該年の3月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ・Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ・Ⅱ)及び看護体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費

から8単位を減算します。

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、次の額を請求いたします。 (1) 実施地域を越えてから片道5キロメートル未満 500円 (2) 実施地域を越えてから片道5キロメートル以上 1,000円
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合においての、キャンセル料は請求いたしません。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 15 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>
③ 医療保険適用の場合	医療保険の保険割合に応じた金額をお支払いいただきます。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

振り込みの場合の事業者指定口座	<p>振込先：三菱 UFJ 銀行 鶴橋支店 普通預金 0024136 口座名：株式会社 伽羅（フリガナ：カブシキガイシャ キヤラ）</p>
-----------------	---

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	<p>振込先：三菱 UFJ 銀行 鶴橋支店 普通預金 0024136 口座名：株式会社 伽羅（フリガナ：カブシキガイシャ キヤラ）</p>
--	---

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・夏山 恵子
虐待防止に関する担当者	管理者・夏山 恵子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも

連絡します。

医療機関	医療機関名 主治医の氏名 連絡先	万代池みどりクリニック 井上肇一 06-7502-3916
緊急連絡先	氏名 続柄 連絡先	

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名：訪問看護事業者 賠償責任保険
補償の概要：管理財物の事故 業務遂行中の事故 施設での事故 臨時借用した自動車による事故 業務の結果による事故 人格権侵害 経済的損失など

13 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス

を提供した日から5年間保存します。

- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先: _____)

- (2) その他の費用

① 交通費の有無	実費
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。

- (1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション きやら ご利用者相談窓口 夏山 恵子	所在地 大阪市生野区鶴橋 1-1-41 電話番号 06-6711-1112 ファックス番号 06-6711-1125 受付時間 午前9時～午後5時
【市町村（保険者）の窓口】 生野区介護保険担当	所在地 大阪市生野区勝山南 3-1-19 電話番号 06-6715-9859 ファックス番号 06-6717-1160 受付時間 午前9時～午後5時
【市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号: 06-6241-6310 FAX: 06-6241-6608 受付時間 9:00 ~ 17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)

21 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表します。

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	543-0026 大阪市天王寺区東上町 1-56
	法人名	株式会社 伽羅
	代表者名	代表取締役 文原 有香
	事業所名	訪問看護ステーションきゃら
	説明者氏名	夏山 恵子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	

別紙1「指定訪問看護サービス利用料（介護保険）」

・提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【 指定訪問看護ステーションの場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
20分未満（313単位）	看護師による場合	3,480円	348円	696円	1,044円
20分未満（282単位）	准看護師による場合	3,135円	314円	627円	941円
30分未満（470単位）	看護師による場合	5,226円	523円	1,046円	1,568円
30分未満（423単位）	准看護師による場合	4,703円	471円	941円	1,411円
30分以上（821単位）	看護師による場合	9,129円	913円	1,826円	2,739円
1時間未満（739単位）	准看護師による場合	8,217円	822円	1,644円	2,466円
1時間以上（1,125単位）	看護師による場合	12,510円	1,251円	2,502円	3,753円
1時間30分未満 （1,013単位）	准看護師による場合	11,264円	1,127円	2,253円	3,380円
早期（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算					
20分未満（391単位）	看護師による場合	4,347円	435円	870円	1,305円
20分未満（353単位）	准看護師による場合	3,925円	393円	785円	1,178円
30分未満（588単位）	看護師による場合	6,538円	654円	1,308円	1,962円
30分未満（529単位）	准看護師による場合	5,882円	589円	1,177円	1,765円
30分以上（1,026単位）	看護師による場合	11,409円	1,141円	2,282円	3,423円
1時間未満（924単位）	准看護師による場合	10,274円	1,028円	2,055円	3,083円
1時間以上（1,406単位）	看護師による場合	15,634円	1,564円	3,127円	4,691円
1時間30分未満 （1,266単位）	准看護師による場合	14,077円	1,408円	2,816円	4,224円
深夜（22時～6時）50%加算					
20分未満（470単位）	看護師による場合	5,226円	523円	1,046円	1,568円
20分未満（423単位）	准看護師による場合	4,703円	471円	941円	1,411円
30分未満（705単位）	看護師による場合	7,839円	784円	1,568円	2,352円
30分未満（635単位）	准看護師による場合	7,061円	707円	1,413円	2,119円
30分以上（1,232単位）	看護師による場合	13,699円	1,370円	2,740円	4,110円
1時間未満（1,109単位）	准看護師による場合	12,332円	1,234円	2,467円	3,700円
1時間以上（1,688単位）	看護師による場合	18,770円	1,877円	3,754円	5,631円
1時間30分未満 （1,520単位）	准看護師による場合	16,902円	1,691円	3,381円	5,071円

【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
1日に2回までの場合	昼間 (293単位)	3,258円	326円	652円	978円
	早朝夜間 (366単位)	4,069円	407円	814円	1,221円
	深夜 (440単位)	4,892円	490円	979円	1,468円
1日に2回を超えて行う場合	昼間 (264単位)	2,935円	294円	587円	881円
	早朝夜間 (330単位)	3,669円	367円	734円	1,101円
	深夜 (396単位)	4,403円	441円	881円	1,321円

【 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
(2,954単位) 通常の場合(月額定額制) (2,895単位)	看護師による場合	32,848円	3,285円	6,570円	9,855円
	准看護師による訪問が1回でもある場合	32,192円	3,220円	6,439円	9,658円
(97単位) 日割計算の場合 (1日につき) (95単位)	看護師による場合	1,078円	108円	216円	324円
	准看護師による訪問が1回でもある場合	1,056円	106円	212円	317円

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算Ⅰ (訪問看護ステーション) (600単位)	6,672円	667円	1,355円	2,002円	1月につき
緊急時訪問看護加算Ⅱ (訪問看護ステーション) (574単位)	6,382円	639円	1,277円	1,915円	1月につき
緊急時訪問看護加算 (病院又は診療所) (315単位)	3,502円	351円	701円	1,051円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ) (500単位)	5,560円	556円	1,112円	1,668円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ) (250単位)	2,780円	278円	556円	834円	
ターミナルケア加算 (2000単位)	22,240円	2,224円	4,448円	6,672円	死亡月に1回
初回加算 (300単位)	3,336円	334円	668円	1,001円	初回のみ、1回につき
退院時共同指導加算 (600単位)	6,672円	668円	1,335円	2,002円	1回につき

看護・介護職員連携強化加算 (250 単位)	2,780 円	278 円	556 円	834 円	1 月につき
看護体制強化加算 (I) (550 単位)	6,116 円	612 円	1,224 円	1,835 円	1 月につき
看護体制強化加算 (II) (200 単位)	2,224 円	223 円	445 円	668 円	1 月につき
複数名訪問看護加算 (I) (254 単位) (402 単位)	2,824 円	283 円	565 円	848 円	1 回につき (30 分未満)
	4,470 円	447 円	894 円	1,341 円	1 回につき (30 分以上)
複数名訪問看護加算 (II) (201 単位) (317 単位)	2,235 円	224 円	447 円	671 円	1 回につき (30 分未満)
	3,525 円	353 円	705 円	1,058 円	1 回につき (30 分以上)
長時間訪問看護加算 (300 単位)	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円	1 回につき
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の 10% 加算	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	1 回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の 5% 加算	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	1 回につき
要介護 5 の者の場合 (+800 単位) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合〉	8,896 円	890 円	1,780 円	2,669 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算 (I) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉 (6 単位)	66 円	7 円	14 円	20 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算 (II) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉 (3 単位)	33 円	4 円	7 円	10 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算 (I) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉 (50 単位)	556 円	56 円	112 円	167 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算 (II) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉 (25 単位)	278 円	28 円	56 円	84 円	1 月につき
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数 の 1/1000	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	1 月につき (令和 3 年 9 月 30 日ま で)

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数 (計画時間数) によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明

し、同意を得た場合に加算します。

- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ⑥ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ⑦ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ⑧ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ⑨ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑩ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

別紙2「訪問看護サービス利用料(医療保険)」

提供するサービスの利用料、利用者負担額(医療保険を適用する場合)について

- (1) 健康保険制度、後期高齢者医療制度による訪問看護サービスの利用料は、
- ア. 訪問看護基本療養費(または精神科訪問看護基本療養費)
 - イ. 訪問看護管理療養費
 - ウ. 訪問看護情報提供療養費
- の合計額になります。

(単位:円/回)

報酬項目	条件	報酬金額単価	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費 (1)(1日1回につき)	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
訪問看護管理療養費 (Ⅱ)(同一建物居住者)(1日につき)	週3日まで	4,300円	430円	860円	1,290円
	週4日以降	5,300円	530円	1,060円	1,590円
24時間対応体制加算	1月につき	5,400円	540円	1,080円	1,620円
情報提供療養費	1月につき	1,500円	150円	300円	450円

特別管理加算 (1月につき)	月1回*2	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	月1回*3	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算 (1月につき)(利用者の状態に応じ月2回を限度)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	1月につき2回	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	1月につき2回	2,000円	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費		20,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護・指導加算 週1回まで* 1 厚生労働省が定める状態の場合週3回まで		5,200円	520円	1,040円	1,560円

*1 人工呼吸器を使用している状態にある方

特別訪問看護指示期間の方

特別な管理を必要とする方(*2*3)

*2 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

*3 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方

上記の対象者に対して1時間30分を超える訪問看護を行った場合に加算されます。

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）

			同一日に 2人	同一日に 3人
保健師、看護師または作業療法士による場合	週3日目 まで	30分未満	4,250円	2,130円
		30分以上	5,500円	2,780円
	週4日目 以降	30分未満	5,100円	2,550円
		30分以上	6,550円	3,280円
准看護師による	週3日目 まで	30分未満	3,870円	1,940円
		30分以上	5,050円	2,530円
	週4日目 以降	30分未満	4,720円	2,360円
		30分以上	6,050円	3,030円
特別地域訪問看護加算			基本療養費の100分の50	
精神科緊急訪問看護加算(1日につき)			2,650円	
長時間精神科訪問看護加算(週1日) (15歳未満の超重症児または準超重症児、15歳未満の小児であって、特掲診療科の施設基準等別表第8に掲げる者の場合：週3日)			5,200円	
複数名精神科訪問看護加算	保健師、看護師または作業療法士	1日に1回	4,500円	
		1日に2回	9,000円	
		1日に3回以上	14,500円	
	准看護師	1日に1回	3,800円	
		1日に2回	7,600円	
		1日に3回以上	12,400円	
	看護補助者又は精神保健福祉士	週1回	3,000円	
夜間・早朝訪問看護加算			2,100円	
深夜訪問看護加算			4,200円	
精神科複数回訪問加算	1日に2回		4,500円	
	1日に3回以上		8,000円	

* 1 訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費

* 2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費

* 3 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて1次的に胃弱を認められたものに対して、訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1階（厚生労働省が定める疾病等においては2回）に限り算定します。

* 4 厚生労働省が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合

* 5 人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、1回の訪問看護の

時間が1時間30分を超えた場合

* 6 厚生労働省が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合

* 7 夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)にサービスの提供を行う場合

1. その他の費用等について

(1) 保険対象外となる利用料

サービスを提供するにあたって以下の内容に該当する場合は、医療保険の対象外となりますので、医療保険サービスの自己負担額に以下の料金が追加されます。

項目	内容	料金(税込)
死後の処置	サービスと連続して行った場合	10,000円

※その他の費用については別途ご相談下さい

(2) サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話等の費用については、利用者のご負担となります。

(3) 利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

以上

別紙3 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(3) 訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先: _____)

(4) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

(5) その他の費用

① 交通費の有無	(有・無) サービス提供1回当たり	円
② キャンセル料	重要事項説明書4-②記載のとおりです。	

(6) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。